平成２６年（フ）第２３３号
兵庫県伊丹市寺本１丁目115番地　パレ北武庫之荘Ｖ206号
債務者　安田　純子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目５番１―801号
債務者　浦川　美翔（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４７９号
北九州市門司区大字畑2179番地１　202号
債務者　柳井　治子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７０号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲2219番地
債務者　青木　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第８２号
福島県郡山市富久山町久保田字桝形33番地の71
債務者　横田　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
神戸市東灘区住吉宮町６丁目８番10号　住吉西尾ハイツ203号、従前の住所大阪府茨木市大池１丁目12番３―104号
債務者　細木　隆寛
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０１号
神戸市北区有野中町４丁目14番15―301号、従前の住所兵庫県三田市すずかけ台３丁目５番地４　13棟903号
債務者　中山　勝治
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０３号
神戸市兵庫区下祇園町30番７号　ダイヤマンション302
債務者　平松　克之
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７２号
神戸市長田区池田広町41番地の１
債務者　古田　祐梨
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６８４号
神戸市中央区葺合町字布引遊園地45番地
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３６号
名古屋市緑区鳴海町字有松裏147番地の６ビクトリアハウス竹内203号
債務者　服部八重子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５１０号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中２棟101号
債務者　塚原　敏弘
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９１号
北九州市八幡西区友田３丁目２番15―301号萩原綾奈方、住民票上の住所北九州市八幡西区京良城町10番36―307号
債務者　小阪　　舞（旧姓柳瀬）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５０３号
北九州市小倉北区新高田２丁目28番２号　アコールⅠ103
債務者　西村なつみ
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１１１号
島根県雲南市三刀屋町六重688番地６
債務者　飯塚麻里子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１５号
松江市一の谷町４番２号
債務者　大原　武彦
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７号
松江市宍道町宍道1113番地４
債務者　川島かな子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
松江地方裁判所民事部